

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社 浅川組
和歌山県和歌山市小松原通三丁目69番地

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和6年8月9日～令和6年10月8日（2ヵ月）
近畿区域（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

3 指名停止理由

和歌山県発注の長井古座線（仮称八郎山トンネル）道路改良工事において、株式会社浅川組を代表者とする特定建設工事共同企業体は、令和4年9月に和歌山県の検査を受け工事を完了した。

令和4年12月、同トンネルの照明施設整備工事において、覆工コンクリート内に空洞の存在が判明し、その後、和歌山県が設置した有識者による技術検討委員会の調査等により、粗雑な工事やそれに伴う虚偽報告の事実が発覚したことから、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第1項第2号に該当するとして、近畿地方整備局長から監督処分（営業停止40日間）を受けた。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知）別表第1第3号（過失による粗雑工事）に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第1第3号（過失による粗雑工事）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）
別表第1 別表第3に規定する措置対象区域内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
（過失による粗雑工事） 3 当該区域内における工事で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から当該区域を対象として1ヵ月以上3ヵ月以内